

産業建設常任委員会記録

令和元年6月17日

【開催日】 令和元年6月17日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後1時19分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	岡山明
委員	河崎平男	委員	恒松恵子
委員	中岡英二	委員	藤岡修美
委員	森山喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【参考人】

青野芳成	田中隆太郎	林紀男	中島慎治
吉村秀夫			

【執行部出席者】

副市長	古川博三	建設部長	森一哉
経済部長	河口修司	経済部次長兼農 林水産課長	深井篤
農林水産課農林 係長	平健太郎	農林水産課参与	多田敏明
建設部次長兼土 木課長	森弘健二	都市計画課長	河田誠
都市計画課技監	高橋雅彦	都市計画課管理 緑地係長	森山まゆみ
都市計画課都市 整備係長	藤本英樹		

【事務局出席者】

局次長	石田隆	書記	光永直樹
-----	-----	----	------

【審査事項】

- 1 議案第55号 市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について
- 2 所管事務調査 山陽小野田市地方卸売市場について
- 3 要望・陳情について

午前10時 開会

中村博行委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開催します。まず、審査番号1番、議案第55号、市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について執行部の説明を求めます。

河田都市計画課長 おはようございます。都市計画課の河田です。よろしくお願ひします。それでは、議案第55号市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について御説明いたします。参考資料の別図を御覧ください。別図の太線で囲んである部分が今回の住居表示実施予定区域です。山陽小野田市大字西高泊の一部である上の郷地区約5ヘクタール。民間の住宅団地開発により市街化された地域であり、対象となる自治会は上の郷自治会です。また、住居表示の方法についてはこれまでと同様の街区方式としております。当該区域の実施区域の住居表示を実施することで誰でも分かりやすい住所の表示に改めることができ、住民の利便性向上に寄与することが期待できると考えておりますので設定区域を別図のとおり定め住居表示の方法を街区方式とすることについて、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

河崎平男委員 議決後、法的に告示とかはどうなるのか。今後の法的手続について、どのようになるのか教えてください。

河田都市計画課長 議決後、上の郷自治会等で新町名等についての協議をされ、それらが決まりましたら、市のほうへ報告されるという形になります。その後、住居表示に関する法律第5条の2第1項に基づいて公示を行い、これは30日間の公示になります。その後、住居表示の審議会等を経て、また、市議会の議決を頂くような形になります。それから、最終的に告示を行って、住居表示の実施に向けて進めていくということになります。現在、今年度内の実施に向けて進めていきたいと考えています。自治会の進み具合とか、市の手続とか、システムとか、いろいろありますので、今年度内にできればということで進めていく予定ではあります。

河崎平男委員 大体流れは分かりましたが、番号はどのように付けられるんですか。上の郷の図面からすると、住宅地に1からずっと付くんですか。

河田都市計画課長 住居表示の方法につきましては、今まで行っている街区方式という、太線で囲んでいる地域の中で、道路で囲まれた区域を街区として、その家のところに番号を付けて住居の表示をしていくということになります。図面上で言えば、真ん中の部分に街区としては6か所ぐらい道路で区切られた部分があると思います。その外側にも道路で区切られた部分。それから一番外の区域も、一番北側と南側の道路で区切られた部分とかですね、そういうような形の部分をそれぞれ街区として、その街区の周りに住居の番号を付けていくということになります。そういう形で進めていけばいいと考えていますが、これは自治会との協議によります。そういう形になれば、新町名でその街区番号、例えば、街区番号1であれば1番、住居表示が1号とか、そういうような表示になってくると思います。実際には、今から自治会といろいろ協議をしていきますので、街区分けもどういうふうにするかとか、その辺についてもい

ろいろ協議していくことになると思います。

岡山明副委員長 上の郷は大倉団地ですね。私の友人も多いんです。住居表示をなぜ今するのかを聞きたいんです。

河田都市計画課長 住居表示につきましては随時進めていくべきものであると市では考えています。今年度は上の郷地区につきまして、自治会との話の中で要望もありますので、進めていきたいと考えています。

岡山明副委員長 住所の変更という形になるんですが、それはまだ市内に結構あるという状況ですか。

河田都市計画課長 まだ、市内には住居表示がされていない区域がたくさんありますので、随時検討していかなければいけないとは思っています。

岡山明副委員長 山陽小野田市の中で街区方式を取られている状況と、今までの上の郷のような住所変更がされていないという、割合でいくと、山陽小野田市内はどのくらいの割合でありますか。大まかで結構なんですけど。

河田都市計画課長 現在、実施されている区域は市の行政面積で比べると5、6%程度の部分になります。実際には行政面積であれば山の部分もかなりありますので、市街化の区域の中でということになりますと、数字を持ち合わせていません。

岡山明副委員長 街区方式に変わるんですけど、例えば今回の大倉団地、上の郷なんですけど、この住居変更に関しての周知徹底というんですか、例えば、大倉団地の友人に手紙を出そうとした場合に、住所の変更が周知できれば出しやすいんですけど、変動しているという部分で、周知徹底はどういうふうに図るのか確認したい。

河田都市計画課長 住居表示を実施する区域の方々には、こちらから通知を出します。新しい住居表示になったものについてですね。それから市全体への周知になりますと、先ほどの告示とか、広報、市のホームページ等で住居表示が設定されましたというように周知していくことになると思います。

中村博行委員長 そこまでに至るのにどのくらい掛かりますか。順調に議決されたとして、どのくらいを要しますか。

河田都市計画課長 先ほど申しましたように、年度内の実施ということで進めていく予定です。

藤岡修美委員 まだ、整備率とか住居表示は5、6%ということなんですけど、確かに大字何とかよりも何丁目何番地と言ったら、何かすごく都会的で、しかも、訪ねて行くときすごく分かりやすくなるんだとは思いますが、整備の方向性というか、こういった団地を優先的にやっていくのか、それとも全体的に計画があって、住居表示を進めていく方針が決められているのかをお尋ねします。

河田都市計画課長 全体の計画の中で進めていくという形では決めていません。実際に団地とか、そういうような形で自治会等との協議が進めば、住居表示を設定していくということで、市街地というか、一つの自治会ではない部分については、なかなか全体で進めていくというのは難しい部分もありますので、これについては随時場所を検討していきたいと考えています。

中村博行委員長 なじむまでに少し時間が掛かると思います。年賀状までには難しいね。

河崎平男委員 前にも要望で話はしていると思うんですが、大字何々、字何々

とか、自治会の文化財的な要素があるものについては残すような形でやるということを要望していましたので、これは団地でも啓発はよろしいですが、記録的な保存でもいいので、時がたてば分からなくなるので、是非ともお願いできたらということで、意見を以前言っていたはずですが、どういう考えを持っていますか。

河田都市計画課長 私はその意見を聞いていませんでしたので確認させていただきます。

河崎平男委員 そういう要望をしていますので、是非確認し、お願いできたらと考えます。

中村博行委員長 意見ということですね。以前から河崎委員が文化財については非常に気に掛けている部分ですので、そういった要望をずっと言っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、議案第55号について討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論がありませんので、採決します。議案第55号、市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法についてに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。議案第55号は可決すべきものと決しました。それでは産業建設常任委員会をこれで一旦休憩します。お疲れ様でした。

午前10時14分 休憩

午前10時46分 再開

中村博行委員長　それではただいまより産業建設常任委員会を始めます。本日は所管事務調査ということで山陽小野田市地方卸売市場について資料がお手元にあるかと思いますが……今日、配ってないなら配って。この資料について一般質問で特定の議員のほうに資料恵与ということで渡されていたという話が入りました。それについて委員会のほうに当然この報告書が配布されてもいいんじゃないかということ。当然委員会として要求をしましたところ出てきた資料ということでありまして。それではお手元に配布されました広島県の税理士さんからの報告書ということでこれについて、執行部のほうから説明を求めたいと思います。

河口経済部長　おはようございます。河口です。よろしくお願ひいたします。

今、お配りしてあります、監査報告書（最終）であります。これにつきましては中央青果が経営診断を目的として、外部の税理士さんに監査をしていただくことをお願いしたものでございます。中央青果と青果販売というふうになっておりますが、青果販売につきましては100%出資会社でございますので、それも併せてお願いしたところでございます。この資料につきましては市のほうとしては中央青果のほうから提出を求め、それによりましてこのたび、議員のほうから資料恵与の依頼がありましたので、うちの手元にある文書として資料を恵与させていただいたところでございます。それについて産業建設常任委員会のほうにこの資料が配布されたことによりまして、報告書についてのお話しをさせていただくことが遅れましたことについては、深くおわび申し上げます。今後こういうことがないようにいたします。よろしくお願ひいたします。簡単ではございますが、以上、それについてはこういう経緯で報告書があるということで説明を終わらせていただきます。

中村博行委員長　報告書についての説明というか今までの流れというか、説明がございました。この報告書についての対応は今はどういう段階ですか。

河口経済部長　この間この書類に応じまして現状調査等もするようというこ

とで中央青果のほうに指導をしております。事実関係が分かれば報告を求めるということになると思います。特に中央青果の4項目についてはそういうふうな対応をしておるところでございます。

中村博行委員長 対応については今協議中ということでございますが、いずれにしても報告書ということで上がってきた段階ということですが、市のほうにこれが届いたのはいつになりますか。この日付を見ると3月13日になっておりますが。

河口経済部長 3月20日でございます。

河崎平男委員 この監査報告書については正しいということでは理解していいんですか。

河口経済部長 これは聞き取り、資料を基に税理士さんのほうが思われたものですので、100%これが事実かどうかということを調査をしないとけない状況ですので、これが全部正しいという表現はできないと思っております。またこれもこういうことが見込まれるとかそういうふうにしてありますので、今から調査をしていかないと事実関係が出てこないというふうに思っております。

河崎平男委員 事実関係が調査されて元藤永社長の処分というのはどのような形になるんですか。

河口経済部長 それにつきましては、その事実関係が明らかにならないとその判断もできません。ここに書いてある文章から言えば、疑義が生じるとかありますので、そこを含めて調査をしないと最終的な方向性はないということで、大変申し訳ありませんがそういうお答えになります。

中村博行委員長 この内容については、今答えられる内容については答えられ

る材料というのではないというような考えでよろしいですか。

河口経済部長 今、調査をしておりますので、またこれは中央青果の調査になりますけどその報告が上がりましたら、市のほうにも報告があつてということになりますので、今実際にこの中でお答えできることはございません。済みません。

恒松恵子委員 例えば総勘定元帳とか経理処理をパソコンでされているとすれば、パソコンを見ることができるようになりますが、その辺りもまだということで、パソコンごと消えたわけではないんですよね。

河口経済部長 無くなったわけではなくて、それが作られているかどうかということですので、パソコンのデータが無くなったということではありません。そこも含めて調査をしないといけないということもあります。なくなったからという意味ではございません。

中村博行委員長 藤永前社長はこれから資料等を求めた際には快く出している状況ですか。

河口経済部長 その辺は中央青果にお聞きしたんですが、対面してお話しとかはしていただけるような状況ですので、その辺は出てくると思います。

岡山明副委員長 この調査はどこが調査されるんですか。

河口経済部長 基本的には取締役会、役員会の中で調査をしていただくということになります。

岡山明副委員長 取締役会でそういう話になるだろうということですが、行政も半分、株を持っていますよね。半分行政も関わるという形になっているんですけど、どうなんですか。

河口経済部長 今言われたとおり二人の取締役を出しておりますので、市としての立場と取締役の立場がありますので、こういう表現で大変申し訳ありません。

岡山明副委員長 市場に関してはまだそういう協議会が立ち上がってないという状況で、この調査はなかなか取締役会の中で市が関わりづらいとコメントをいただいたものですから、そういう形で第三者機関での調査依頼はないんですか。あくまでもこういう監査に関しては第三者に頼りだけどもそういう監査内容に対しての調査をする第三者機関においてともども調べる、調査をする形はできないんですか。

河口経済部長 今回の報告書については平成29年度の決算書によるものでございます。こういうときの状況がこういう状況であったというふうなお考えで報告があったということです。一応平成30年度も決算書もできましたので同じような形でそれからどのように変わっていったのかを含めて報告書等がまた出てくるのではないかなということで、これはまた中央青果のほうに依頼されるというふう聞いております。

中村博行委員長 平成30年度の監査報告書が大体いつ頃というのは聞いておられますか。

河口経済部長 決算のほうは最近認められましたので、株主総会が終わった後ですぐに対応したいと思います。

中村博行委員長 これは本会議場でも出たと思うんですけども、そういったものがこの6月定例会の会期中の中で報告ができるような状況ですか。

河口経済部長 株主総会が終わるならば報告ができるというふうになっていきますので、6月議会のほうで報告ができると思っております。

中村博行委員長 実際遅れていますから、極力お願いしたいと思います。

岡山明副委員長 青果販売側のほうの判断基準はどうなりますか。

河口経済部長 基本的には株主総会は今言われたように中央青果の株主総会でございますので、青果販売は別で、今は5月末で休止状態になっておりますが、青果販売についてはまた別の話ですので、今は中央青果の報告書を出すということでございます。

中岡英二委員 次回、株主総会をされるということなのですが、日時等は決まっているのでしょうか。

河口経済部長 この6月23日日曜日に開催されるという案内がありました。

中岡英二委員 前も聞いたんですが、遅れた理由は解決されたんですか。

河口経済部長 遅れた理由は解消されました。それで23日に開催できることになりました。一応取締役会の中でも理解は得られたという報告は受けております。

中村博行委員長 今回一般質問で3名の方くらいが市場についての質問ということがありますから、その辺の答弁もしっかりこの審査の中に生かしながら進めていこうと思います。この件についてはよろしいでしょうか。

岡山明副委員長 理解に苦しんでいるんですけど、この監査報告書は中央青果と青果販売も入っていますよね。そういう状況の中で株主総会はあくまでも中央青果の話ですよとなると、ではその下の青果販売に対する話が消えている。話が株主総会とは別ですよという話になるとその辺は分かりますけど、監査報告に対しての対応は、青果販売側の話が聞けてない状況なんですけど、その辺はいかがですか。

河口経済部長　これは市が監査報告を受けたわけではありません。中央青果が経営診断を目的として外の税理士さんのほうに見ていただいたということになります。あわせて中央青果が100%出資している青果販売についても併せてやっていただいたということでございます。ですので市が関するべきものは中央青果ということになりますので、中央青果が取締役会を開いて行政報告も中央青果の行政報告というふうになります。

岡山明副委員長　そういうことで青果販売が100%中央青果が背負っているという状況になると、この青果販売の負債は中央青果が100%背負うと部長が話されたんじゃないですか。青果販売の負債は中央青果がかぶるという発言された状況で青果販売側のコメント、総勘定元帳がないとかいう表現があるんだから、中央青果の株主総会で追及も当然していくのが、市としては必要があるんじゃないですか。

河口経済部長　済みません。ちょっと言葉足らずなところがあったかもしれませんが。基本的には中央青果の株主総会においては100%出資している青果販売のことも説明をする中で御議論いただくということになります。

中村博行委員長　同じように監査報告書の中で1と2というふうにあるように双方やられるということやね。要するに1が中央青果で2が青果販売になっているね。こういうふうに同じようにやられるということやね。

河口経済部長　そうです。

岡山明副委員長　株主総会で一つ目が中央青果でもう一つ青果販売が議題として上がるということですね。

河口経済部長　そのとおりです。決算として上がってまいります。

中岡英二委員　確認ですが、青果販売の藤永前社長と深井さんの引継ぎの中で

総勘定元帳は、あるかないか分からないと書いてありますが、その辺の引継ぎはどのようにされていますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 それは青果販売に関する引継ぎということでしょうか。（「はい」と呼ぶものあり）青果販売に関する引き継ぎにつきましては、代表取締役としての回答ということになりますので、ここでは控えさせていただければと思います。

中村博行委員長 今回の質問の答弁は控えるということやね。

森山喜久委員 今回、この報告書が上がってきているんですけど、市のほうは3月の20日に受け取ったというふうなお話しの中で、先般、産建の委員会の中で言われた報告では中央青果は問題がないと。青果販売について会社としての体を成していないというふうな説明があったと記憶しているんですけど、それとの整合性を説明してもらえますか。

河口経済部長 中央青果におきましては決算的には大変苦しい状況であろうと思いますが、いろんなお話しがあったのは取締役会の中であった話だと聞いておりますので、決算上の数字としては正しいといえますか、出たものが全てでございます。あとは青果販売については前お話ししたとおりだというふうに思います。

森山喜久委員 前回の委員会の中ではこの報告書が出されなかったですよ。出されない中で、どういうふうな報告書があったかという質問がある中で、中央青果は問題がない、青果販売については会社としての体を成していないというふうな答弁を執行部はしたというふうに私は記憶しているんですけど、それが結局、間違いだったのかどうなのか、そこをはっきりしてもらえますか。

河口経済部長 基本的に間違いではなくて、この報告書は見ていただいたとこ

ろの範囲でこれを調査していかないといけないと。これが正しい言い方なのかどうかということも含めて考えていかないといけませんので、基本的には中央青果については問題ないといえますか、その場ではそこまでの調査ができていないので、今のところ問題ないというような表現をしたというように思っております。

中岡英二委員 今後、調査をしていくということなんですが、どなたが調査されるんですか。今回監査をされた方が引き続いてやられるのか。

河口経済部長 調査につきましては取締役会の中で調査をしていくことになろうと思います。例えばお話しを伺うとかも含めて、そういうふうなやり方をしていくということで外部の監査といえますか、お願いする分につきましてはその状況の報告をしていただくと。どこかおかしいところがあるとか、そういう形になろうかと思えます。

中村博行委員長 それぞれ一般質問等で質問しにくいところもあるかと思いますが、これについて市場全般についての調査も継続中でありまして、この方向性については出た時点で委員会の中で調査していきたいと思えます。

岡山明副委員長 監査報告が出ているんだけど、この事実確認っていうのは今後調査ということですが、それがよく分からないんですが。

河口経済部長 そこを調査するというごさいます。

中村博行委員長 これは日にちがたてば方向性も出てくると思いますが、そういったことで今後の調査ということに入りたいと思えますが、5月27日の中で翌日に青果販売の業務を引き継いでくれる人の調整会議をその翌日開催されるというような答弁されていますが、その結果は答えられますか。青果販売の業務を引き継いでくれるということで何社か手が挙

がったという答弁があるんですよ。それについての調整会議がその翌日にあるという答弁だったから。

河口経済部長 それに付きまして報告を受けておりまして、青果販売の中止によりまして御迷惑を掛けるお店の方も含めて、聞き取りをする中で御自分で対応するという方もいらっしゃるし、青果販売のほうからこういうところがありますということで御案内するということで御理解をいただいたということは報告を受けているところです。

森山喜久委員 今まで青果販売がしていたところについては全てなくなったと。中央青果が携わるものもないと。全て市内業者のほうに移ったということでよろしいでしょうか。

河口経済部長 こちらから御案内したところは市内の業者ということをお聞きしております。あとは個人の方はいろんなところで探されるということで御理解いただいております。

森山喜久委員 整理すると御自分で見つけられたところは市内業者かどうかは不明で、小野田青果販売が関わったところは市内業者に移行したところで、全て中央青果、小野田青果販売が関わったところは引継ぎが全て終わったということでいいんですか。

河口経済部長 そのとおりです。

中村博行委員長 まだまだ流動的な状況にありますので、今日はよろしいですか。引き続き所管事務で調査をしてみようと思いますので、よろしくをお願いします。それではこれで産業建設常任委員会を一旦閉じたいと思います。お疲れ様でした。

午前10時26分 休憩

中村博行委員長 ただいまから産業建設常任委員会を再開します。本日は陳情書について審査を行います。参考人として中島慎治様、吉村秀夫様、林紀男様、青野芳成様、田中隆太郎様の 5 名の方の出席を得ております。それでは、委員会を代表して参考人の皆様一言御挨拶を申し上げます。本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会に御出席いただき、ありがとうございます。本日の議事について申し上げます。本陳情について、まず参考人からの御説明をいただき、その後、委員から質疑をさせていただきます。そして、参考人の方におかれましては、委員長の許可を得てから御発言をお願いします。またその内容につきましては、陳情の内容の範囲の中でお願いいたします。それから参考人から委員に対して質疑はできませんので、併せて御了承願います。まず、参考人から説明を求めます。それでは、最初に青野様お願いいたします。

青野芳成参考人 青野と申します。よろしく申し上げます。今回は委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。簡単ですけど説明させていただきます。本来はこの排水に関してなんですけど、10年くらい前からこういう話がありました。自治会長が市のほうに要望は何回もやりました。その都度なかなかいい返事は頂けませんでした。去年の12月にこちらにおります田中という者が市のほうに要望書を出しまして、要望書の返事は頂いたんですが、個々の課単位の説明で具体的な要因がないと。それで何とかしないといけないと。私たちの住んでいる江尻南というところなんですけど、埴生の自衛隊官舎の下側にあります窪地で、道路より2メートル近く低いわけです。昨今、大雨等が多発しております、団地の中一番低いところで30センチメートルくらい水がたまるようになってしまっているんです。この要因が、私どもが今回出しているんですけど、なんとか早めに対応しないと通学路でもあるし、一般道

でありますので陳情書に書いてありますが自衛隊官舎側からの雨水が大量に入ってきている。それをなんとか止めたいということが一つ。もう一つは江尻川からの用水路が入ってきたところなんですけど、いつの間にやら、コンクリートで埋められて用水路の意味を果たしてない。水の流れが変わってしまったということです。今回一番問題になっているのが3番目ですが埴生の道路の海側に埴生干拓地というところがあり江尻南からの用水はそこに1回出まして糸根川に排水されているわけです。ところが干拓地側の用水路が塞がれて水が止まっている状態です。それで大雨が降りますと水が用水路をあふれて干拓地の中にどんどん入っているのが現状です。ですから簡単に言えば容積が100出せるところが半分くらい、既に使っていると。だから能力が50%しかない。大雨が降ったら100%排水されなくて50%排水されるために江尻南の団地の中に冠水が起こっているということです。4番目ですけど用水路を私どものほうで撤去しようということで毎年6月、7月に河川、海岸の清掃工事のときにここを清掃するようになっております。ところが現状は、草が伸びまして人が入れるようなスペースがない。用水路はさっき言いましたように半分くらい使っておりますので、長靴で入るのはとてもじゃないですけど、不可能な状態が現在起こっているということなんです。それでこの4点をベースにしまして今回市議会のほうに陳情を出して委員会を開催していただいたということで、うちのほうとしましては早めに冠水対策を何とかしていきたいということで説明をさせていただいたという状態です。これでよろしいでしょうか。

中村博行委員長 ありがとうございます。資料のほうは頂いておりますので、委員全員、熟読はしていると思っておりますので。今、青野様の御説明が終わりましたけどもほかの方から何か付け加えられることとかございますか。

田中隆太郎参考人 今、青野さんが言いましたように江尻南自治会の住民に対しては夜中でも大雨が降れば眠れないと。自衛隊側のほうから雨が降って側溝からあふれて、道のへりの家が危ないからどうしたらいいんです

かねというふうな声は聞いております。崩れることはないと思いますが、完全に対策するのは無理だと思うんですけど、避けれるところは避けたいと思っておりますので是非その辺を審議してもらって進めてもらったらと思っております。

林紀男参考人 自治会長の林でございます。私のほうも怠慢だったかなと思うんですけども、実際行ってみたら重症なんですね。当時、団地を造ったときにはそれなりの排水量があって大丈夫だろうと思ったんですけど、それ以降だんだん家が建っていくわけで、家が建つと土地の吸収力がなくなるからもろに水量が多くなるわけです。それに対する対応が全然なされていなかったということだろうと思うんです。それともう一つは下部のほうで詰まったのになかなか素人では仕事ができなかったということなんですが、その辺はひとつ行政のほうでもやはり一部の意見だけに終わらず、真剣に検討にしてほしかったなと思っております。

中村博行委員長 それでは委員のほうから質疑を求めたいと思いますが、基本的に小野田の委員もおりますので地形的にまだどの辺りというのが認識できていない部分がありますので、全員で現地を視察をさせてもらってというふうには考えております。資料、詳しく写真を載せていただいていますし内容的にはあらかた理解はしていると思いますので、具体的な現地を見ながら御説明をいただければというふうに考えております。この場で質疑があれば。

河崎平男委員 参考人の皆さんにお聞きするんですが、議会への陳情ということで議会に対してどんなことを支援してもらいたいとお伺いいたします。

田中隆太郎参考人 今言われたように現地十分に見てもらって陳情書類が1～4の項目がありますけど排水路整備で安心安全な生活ができるためには現地視察と協議を行ってもらって是非予算化というか、予算確保に向けて、お願いしたいと思っております。早急には難しいと思うんですが、

年次計画という形で取ってもらえれば安心だなと思っております。よろしく申し上げます。

中村博行委員長　まず行政が手を付けてくれということからですね。

青野芳成参考人　今回ちょっと問題になっているのは干拓地のほうなんです。これは市役所の直轄ではないんですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）そこが一番今回ネックになってきているんですけど、用水路整備、排水の流れを良くするための手助けは自治会のほうでやらせてもらいます。ただそのためには通路がないと私どものほうは掃除も何もできないという状態なんです。それでこれは出来れば市のほうから、開発地区のほうに話をさせていただいて、自治会のほうが掃除ができるような通路というのも市のほうから積極的に話していただければと思ひまして。うちのほうも掃除すること自体は何ら毎月やれと言えぱ点検でも掃除でもやりますが、通路がないとできません。それで何とか市のほうからもバックアップをしていただければと。今回見に来ていただければお分かりになるかと思ひますけどとにかく通路がないからどうしようもできないという状態です。

中村博行委員長　今おっしゃったのは土地改良区の部分の地域の中の水路の淵ということですね。そこまでは御自分たちでやろうというお考えだということでもありますね。

青野芳成参考人　人が入れないんです。だから人が入れるだけのスペース、50センチメートルから1メートルくらいの幅が欲しいんですけど、それが草が絶えず生えてしまいますので草が生えないような対策をしていただければと思ひます。

中村博行委員長　見に行くことが一番やね。そうしたら現地視察に行ってからということでもよろしいですか。委員全員で現地視察をするということ

考えておりますので、その予定で。6月28日までが会期でございますので、29日、30日が土日になりますので、7月の第1週の5日はどうでしょうかということでお諮りをしたいと思いますが——おってまた日にち等はお知らせをしたいと思っておりますので、その折によろしくお願いいたします。そうしましたら現地を視察させていただいて、できるだけ御要望に沿うような形で委員会は取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

林紀男参考人 情報として差し上げておきたいんですけども、自衛隊の官舎が5棟あると思うんですけど、南から2番目の棟、これが防衛省のほうで売却されるという話を聞いているんです。するとどなたが買われるかわかりませんが家が建ったときに水量が変わってくると思うんですよ。その辺もイメージされながら御検討いただきますようお願いしたいと思います。不確かな情報ですけども間違いのない情報であると思いません。

中村博行委員長 ありがとうございます。それでは現地視察の日時については後日お知らせをしますけども、大体、予定では7月の第1週というふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。それでは本日の陳情に関する案件は終了したいと思います。お疲れ様でした。ありがとうございました。

(参考人退席)

中村博行委員長 それでは引き続き、閉会中の継続審査事項についてペーパーがあると思っております。9月の定例会の前日までに審査の可能性のある事項に漏れがあればいけませんのでお気付きな点がありましたらと思っております。一番肝腎な市場は入っておりますし、オートレースも入っております。お気付きはありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは閉会中の継続調査事項はこのようにしたいと思います。それでは江尻南地区の現地

視察に行くということでよろしいでしょうか（「はい」と呼ぶ者あり）
全委員、異議がないということですので、そのようにしたいと思っております。日時は後日決定をしたいと思います。それでは産業建設常任委員会を閉じます。

午後 1 時 1 9 分 散会

令和元年 6 月 1 7 日

産業建設常任委員長 中 村 博 行